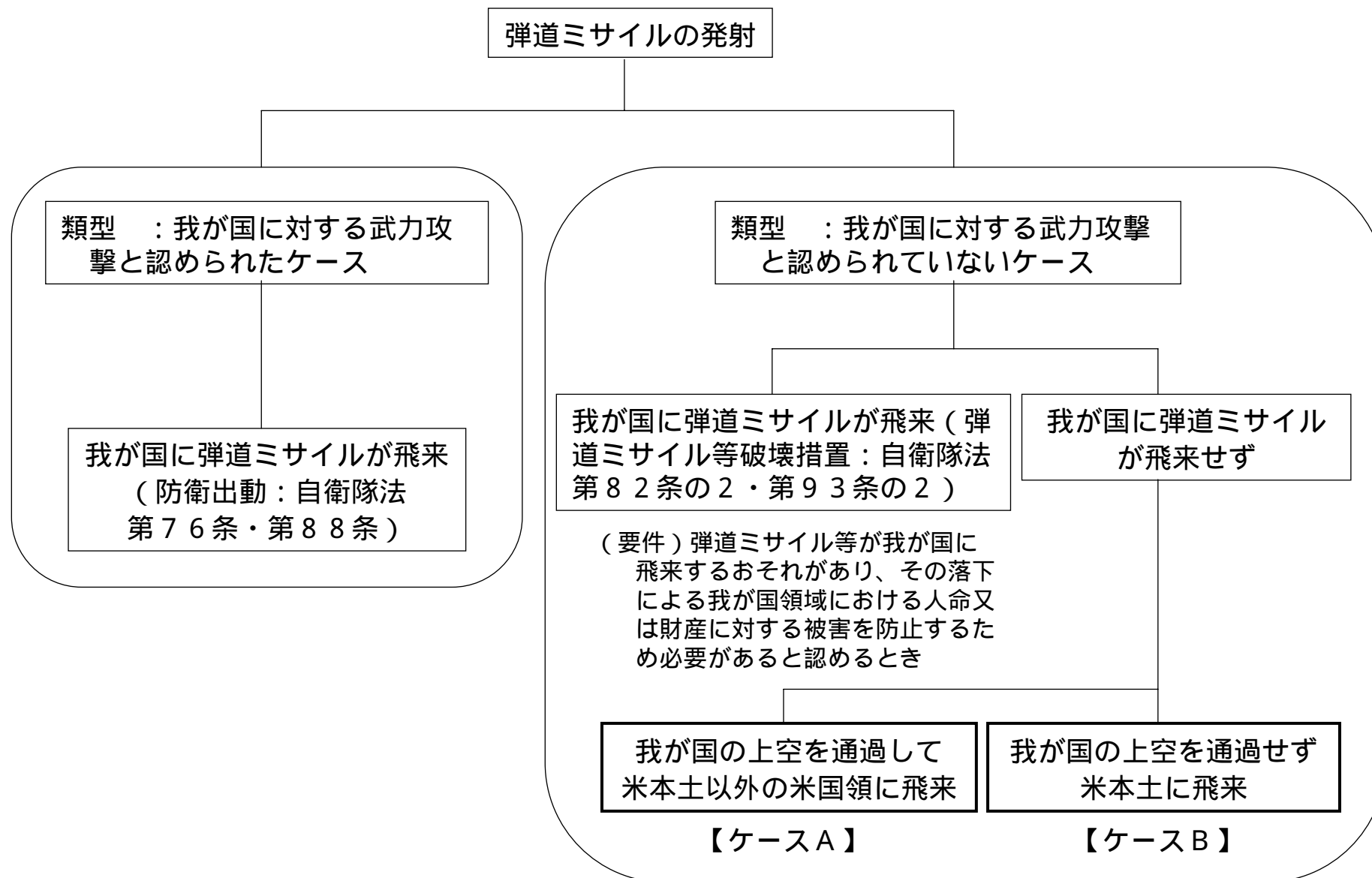


# 「米国に向かうかもしれない弾道ミサイルを我が国のレーダーで 捕捉した場合」が想定されるケース

資料 1



## 現行法の考え方

### 【類型：我が国に対する武力攻撃と認められたケース】

#### 1 我が国に弾道ミサイルが飛来（防衛出動：自衛隊法第76条・第88条）

我が国に飛来する相当の蓋然性があり、自衛権発動の三要件を満たす場合には、我が国がそれを途中で撃墜することは我が国の自衛権の行使として認められる。

在日米軍基地への攻撃は我が国領土に対する侵害なしにはあり得ず、この侵害に対しては個別的自衛権により対処可能。

我が国がある国から武力攻撃を受け自衛権を発動している状況で、当該国が我が国への武力攻撃の一環として我が国と同盟関係にある米国に対する攻撃を行なう場合、援護してくれる米国が被害を受けたら我が国が危険に陥るため、このような場合に米国に向かうミサイルを共同対処の一環として我が国が撃ち落とすことは、我が国の自衛権発動の一道程として考えられる。（具体的な事例に即して自衛権発動の三要件が充足されるかどうかの問題。）

【類型：我が国に対する武力攻撃と認められていないケース】

1 我が国に弾道ミサイルが飛来（弾道ミサイル等破壊措置：自衛隊法第82条の2・第93条の2）

防衛出動が下令されていない状況下、我が国に弾道ミサイル等が飛来する場合に、国民の生命・財産に対する被害を防止するため弾道ミサイル等に対する破壊措置の規定が置かれている。

当該措置は、自衛権の行使ではなく、自衛隊法上の任務として「公共の秩序の維持」に該当し、敢えて整理すれば警察権の行使に相当する。

当該措置については、以下の点が法文上明確にされており、このため他国に向かう弾道ミサイル等を破壊することはない。

- ・対象は「我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等」に限定
- ・目的は「我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止する」こと

当該措置をとった後、その具体的な状況や国際情勢等を総合的に分析・評価した結果、対処した後の時点で、自衛権発動の三要件を満たしていると判断されることもあるが、そのような場合には、防衛出動を下令し、以後、自衛権を行使し対応することとなる。

2 我が国に弾道ミサイルが飛来せず

我が国への武力攻撃が発生していない状況下で、全く我が国に被害がもたらされるおそれがない他国に向かう弾道ミサイルが実際に他国に対する武力攻撃であった場合に、それを我が国が武力の行使として撃墜することは、警察活動とは言えず、集団的自衛権の行使としての憲法上の問題が生じ得る。一方、他国に対して飛来する弾道ミサイルを撃墜することについて、武力の行使ではない部分（破壊措置）というものがあざり得るならば、なおそこはよく議論してみる必要がある。

## 主要な例

### A 我が国の上空を通過する弾道ミサイルの迎撃

a1. 平時において、我が国の近隣国から、具体的な目的は不明なるも弾道ミサイルが発射される兆候がみられたことから、弾道ミサイル等に対する破壊措置の命令を発令された自衛隊の艦船が、当該弾道ミサイルが、我が国の領域に飛来することに備えて警戒・監視を実施していたところ、当該近隣国が弾道ミサイルを発射。

我が国のレーダーサイト及びイージス艦のレーダーが当該ミサイルを捉えたところ、当該ミサイルは我が国の上空を通過し、太平洋に所在する米国領域（例えば、米軍基地が所在する米国領の島）に向けて飛来していることが判明。我が国のイージス艦が仮に技術的に迎撃可能な状況に至った場合に、当該ミサイルを迎撃し得るか。

a2. 米国は我が国の近隣国と武力紛争中であり、我が国は、周辺事態安全確保法により米国に対する後方地域支援等を実施。このような中、具体的な目的は不明なるも（米軍の来援を阻止するために太平洋に所在する米国領域（例えば、米軍基地が所在する米国領の島）に向けて弾道ミサイル攻撃が行われる可能性も否定できず）当該近隣国により弾道ミサイルが発射される兆候がみられたことから、弾道ミサイル等に対する破壊措置の命令を発令された自衛隊の艦船が、当該弾道ミサイルが、我が国の領域に飛来することに備えて警戒・監視を実施。ここで、当該近隣国が弾道ミサイルを発射。

我が国のレーダーサイト及びイージス艦のレーダーが当該ミサイルを捉えたところ、当該ミサイルは我が国の上空を通過し、太平洋に所在する米国領域（例えば、米軍基地が所在する米国領の島）に向けて飛来していることが判明。我が国のイージス艦が仮に技術的に迎撃できる状況に至った場合に、当該ミサイルを迎撃し得るか。

なお、上記2例においては、弾道ミサイルの不具合等により十分な飛距離を得ることができず、我が国領域内に落下する可能性も否定されない。

## B 我が国の上空を通過しない弾道ミサイルの迎撃

b1. 平時において我が国の近隣国から、具体的な目的は不明なるも弾道ミサイルが発射される兆候がある状況において、弾道ミサイル等に対する破壊措置の命令を発令された自衛隊の艦船が、当該弾道ミサイルが、我が国の領域に飛来することに備えて警戒・監視を実施していたところ、当該近隣国が弾道ミサイルを発射。

我が国のレーダーサイト及びイージス艦のレーダーが当該ミサイルを捉えたところ、当該ミサイルは、我が国の上空を通過せず、米国本土（例えば、米国西海岸）に向けて飛来していることが判明。我が国のイージス艦が仮に技術的に迎撃できる状況に至った場合に、当該ミサイルを迎撃し得るか。

b2. 米国は我が国の近隣国と武力紛争中であり、我が国は、周辺事態安全確保法により米国に対する後方地域支援等を実施。このような中、具体的な目的は不明なるも（米国の更なる介入の意思を挫くため、米国本土（例えば、米国西海岸）の大都市を目標に攻撃を実施する可能性も否定できず）当該近隣国により弾道ミサイルが発射される兆候がみられたことから、弾道ミサイル等に対する破壊措置の命令を発令された自衛隊の艦船が、当該弾道ミサイルが、我が国の領域に飛来することに備えて警戒・監視を実施。ここで、当該近隣国が弾道ミサイルを発射。

我が国のレーダーサイト及びイージス艦のレーダーが当該ミサイルを捉えたところ、当該ミサイルは我が国の上空を通過せず、米国本土（例えば、米国西海岸）に向けて飛来していることが判明。我が国のイージス艦が仮に技術的に迎撃できる状況に至った場合に、当該ミサイルを迎撃し得るか。

## 関連答弁例等

【類型 : 我が国に対する武力攻撃と認められたケース】

1 我が国に弾道ミサイルが飛来（防衛出動：自衛隊法第76条・第88条）

・衆・安保委 石破防衛庁長官答弁（平成15年3月27日）

・・・それが、我が国に対する武力の行使、もっと正確に申し上げれば、我が国に対する組織的、計画的な武力の行使ということであれば、これは防衛出動をもって対応することとなります。そして、防衛出動というものは別に被害が発生してからでなければ下令できないわけではございませんので、これは、おそのの段階でも下令をすることはできます。

・衆・テロイラク特別委 山本内閣法制局第1部長答弁（平成18年12月20日）

・・・我が国に飛来する相当の蓋然性がある、自衛権行使の三要件を満たすという場合には、これは我が国の自衛権の行使として認められるというふうに解釈しております。

・衆・安保委 久間防衛大臣答弁（平成19年5月18日）

（日本が防衛出動を下令した後に米国に対して撃たれたミサイルを撃ち落とすことについて問われ）・・・要するに、我が国の自衛権の発動として、我が国が武力攻撃されておって、それで我が国と同盟関係にあるアメリカに対する攻撃が始まったら、それはもう我が国も、援護してくれるアメリカがつぶれたら我が国が危ないんですから、それは我が国の自衛権発動の一道程として当然考えていいと思いますよ。

・・・我が国が武力攻撃を受けた、それでサンディエゴを艦船が出てきた、どこの国かわかりませんが、我が国に武力攻撃したところがそれをやっつけるとしたときに、たまたま我が国の艦船がその近くにおったら、それに対する反撃は、我が国がA国と防衛出動しておって、そしてアメリカがそれに対する応援を日本に対してしようとするときに、それに対して攻撃があった場合は、場所がアメリカ国内であったとしても、それは反撃できると思うんですよ。それは、先ほど言うような我が国が武力攻撃を受けている場合の状態だったら、私はそれは余りちゅうちょする必要はないと思います。

【類型：我が国に対する武力攻撃と認められていないケース】

1 我が国に弾道ミサイルが飛来（弾道ミサイル等破壊措置：自衛隊法第82条の2・第93条の2）

・衆・安保委 大野防衛庁長官答弁（平成17年3月25日）

・・・防衛出動が下令されている場合、これはもう論外としておきます。されていない場合で、まず、原因はどうであろうとも飛んでくる、これは、ほっておきますと国民の生命財産が危なくなるわけですから、これは必ず撃ち落とさなきゃいけない、こういう使命があると同時に、同じような重みで、やはりシビリアンコントロールというのを確保しなきゃいけない、これをどう考えるかという問題であります。

そういう意味で、今回の法制というのは、国民の生命財産に対する被害を防止するため、我が国として必要な措置をとった。その必要な措置、これは自衛権の行使というとらえ方じゃなくて、いわば自衛隊法上の任務として、公共の秩序の維持というふうにしております。これをあえて整理するとなれば、警察権の行使というふうに位置づけてもいいのではないかと考えております。

・衆・安保委 横畠内閣法制局第2部長答弁（平成17年3月25日）

・・・通常、いきなり発射されたときに直ちにそれを武力攻撃であると断ずることはなかなか難しい。

それと同程度あるいはそれ以上にそれが武力攻撃でないということが明らかであるということを確認するのもなかなか難しいというか、ほとんどそういう場合はなかなか想定されないであろう、そういう前提に立って申し上げるわけでございますけれども、我が国に向けて飛来する弾道ミサイルにつきましては、これが実際に我が国に対する武力攻撃であったとしても、それは我が国から見れば、客観的に申し上げれば、自衛権の行使としてそれを破壊するということが許される場合、憲法上も国際法上も当然許される場合に当たりますので、法制的には警察権という、先ほど申し上げた警察権のような形で御説明を申し上げますけれども、客観的に評価したときに、自衛権として見たとしても、それは許される場合に当たるのであろうかというふうに思っています。

2 我が国に弾道ミサイルが飛来せず

・内閣官房長官談話（平成15年12月19日）（抜粋）

4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。

5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。

・参・本会議 小泉総理答弁（平成16年1月22日）

・・・同（引用注：弾道ミサイル防衛）システムはあくまでも我が国を防衛することを目的とし、我が国の主体的判断に基づいて運用し、他国の防衛のために用いられることはないことが確保できるものであり、集団的自衛権の問題は生じないと考えております。

・衆・安保委 阪田内閣法制局長官答弁（平成17年2月24日）

・・・それに対しまして、全く我が国に被害がもたらされるおそれがない、ただ武力攻撃としてA国からB国に飛ばされている弾道ミサイルを途中で邪魔をするという行為は、これは、いかなる意味でも警察活動と言うことはできないわけですね。これは、武力の行使、まさに実力をもってこれを阻止するということに当たるとしか言えないということでもありますから、警察権の行使とは言えないというふうに申し上げているわけです。

・・・我が国が他国に対して飛来しているミサイルを撃ち落とすという行為が集団的自衛権の行使になるかどうかというのは、これは、その向けられた他国がどういう対処をするかということによって決まる面もありますので一概には言えないと思いますけれども、集団的自衛権の行使になるという場合もあるでしょう。

・・・集団的自衛権の行使であるか否かということに関係なく、武力の行使に当たるような行為をやる、とりあえず、その憲法上の根拠があるかどうか、それから、国際法上それは一体何なのかということも含めて議論をしなければいけないわけです。それは、武力の行使ではないという部分があるとすればですね。（松本（剛）委員「あるから今法律をつくっているわけじゃないですか。」まあ、いいですけども）と呼ぶ。）それは、我が国に飛来する弾道ミサイルでありまして、他国に対して飛来する弾道ミサイルについてそういう余地があるかどうかというのを今回の法制化（引用注：自衛隊法第82条の2・弾道ミサイル等に対する破壊措置）に当たっても検討したわけではございませんので、なおそこはよく議論してみる必要があるかと思います。

・衆・安保委 横畠内閣法制局第2部長答弁（平成17年3月25日）

・・・他国に向かう弾道ミサイルにつきましては、それが実際に他国に対する武力攻撃であったならば、それを我が国が撃墜するということは、やはり集団的自衛権の行使と評価せざるを得ないのではないかと考えておりました、それを我が国が行うということにつきましては、やはり憲法上の問題を生じ得るのではないかと考えているところでございます。

## 参照条文

### 自衛隊法

#### (防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃（以下「武力攻撃」という。）が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

#### (防衛出動時の武力行使)

第八十八条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することができる。

2 前項の武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする。

#### (弾道ミサイル等に対する破壊措置)

第八十二条の二 防衛大臣は、弾道ミサイル等（弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。）が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、防衛大臣は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。

4 前項の緊急対処要領の作成及び内閣総理大臣の承認に関し必要な事項は、政令で定める。

5 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

#### (弾道ミサイル等に対する破壊措置のための武器の使用)

第九十三条の二 第八十二条の二第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。